

第七十四号議案

例 江戸川区立児童遊園設置及び管理に関する条例の一部を改正する条

右の議案を提出する。

平成二十四年九月二十五日

提出者 江戸川区長 多田正見

江戸川区立児童遊園設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例  
江戸川区立児童遊園設置及び管理に関する条例（昭和二十八年十一月江戸川区  
条例第十一号）の一部を次のように改正する。  
別表江戸川区立一之江四丁目児童遊園の項を削り、同表江戸川区立篠崎二丁目  
児童遊園の項中「江戸川区篠崎町二丁目一一九番地」を「江戸川区篠崎町二丁目  
四二番一五号」に改める。

付 則

この条例は、平成二十四年十一月五日から施行する。ただし、別表江戸川区立  
一之江四丁目児童遊園の項を削る改正規定は、公布の日から施行する。

（説明）

住居表示の実施に伴い、江戸川区立篠崎二丁目児童遊園の位置を改めるほか、  
江戸川区立一之江四丁目児童遊園に係る規定を削除する必要があるので、本案を  
提出いたします。